

フランスの新しい会計基準設定機関(ANC)の設立の経緯 : 戦後から現代に至る制度的・組織的変容

小津, 稚加子
九州大学大学院経済学研究院 : 准教授

<https://doi.org/10.15017/1470129>

出版情報 : 経済学研究. 81 (2/3), pp.1-10, 2014-09-25. 九州大学経済学会
バージョン :
権利関係 :

フランスの新しい会計基準設定機関（ANC）の設立の経緯

— 戦後から現代に至る制度的・組織的変容 —

小 津 稚加子

1. はじめに— 研究対象と目的—

本稿では、フランスの新しい会計基準設定機関である会計基準局（Autorité des Normes Comptables : ANC）¹⁾の発展、とりわけ組織の歴史的な変遷をたどりながら、それまでの組織から現行組織への変更における連続性・非連続性を明らかにする。

他の国・地域の会計基準設定機関、例えば FASB との比較考量が可能なのか、学術的に必要な作業なのかについても意識しつつ、検討する。

(1) 研究目的

先行研究では、会計基準設定機関が組織変更しているときには、何がしかの意味があったことを明らかにしている。例えば Camffermen and Zeff (2007: pp.448-449, p.453, p.460) は、1990年代後半の IASC 内部の議論を詳細に再現して、G4 + 1 体制の維持が IASB への改編を促進したことを示唆している。

フランスでは戦中、戦後以降を通して、国家

会計審議会（Conseil National de la Comptabilité : CNC）が、経済・財政・予算（大蔵）省諮問機関として会計基準設定（具体的にはプラン・コンタブル・ジェネラルの作成）に深く関与し、その公的見解は立法規定が取り入れられ法的効力をもっていた。1996年には、国際的な会計基準への対応と緊急性に対処するため会計規制委員会（Comité de la Réglementation Comptable: CRC）を設立した²⁾。これは40年ぶりの改組であった。2010年、今回の組織変更（すなわち、CNC と CRC が統合して ANC ができたこと）は何を意味するのか。

本稿では、新しい会計基準設定機関設立の背景を跡づけながら、会計基準局（ANC）が描く会計の国家戦略は何が明らかにする。後述するように、新しい会計基準設定機関（ANC）は会計研究・会計学の研究方法の重要性を明記している。このことの意義は何であるのか解釈する。

(2) 先行研究

最初に、先行研究について述べる。新井 (1993) は、『会計基準の設定主体—各国・国際

1) Autorité des Normes Comptables (ANC) については、「会計基準局」の他に、会計基準監督機関、会計基準委員会という邦訳が付されている場合があるが、ここでは、会計基準局と訳する。1957年以降の会計基準設定機関の名称は、法令が定める設立順に、CNC（国家会計審議会：1957年）、CRC（会計規制委員会：1998年）、ANC（会計基準局：2011年）となった。

2) 緊急性の高い問題が発生した場合には「緊急問題委員会（Comité d'Urgence）」（1996年8月6日デクレによって設置）が招集される。しかし、会計規制委員会（CRC）と委員が重複している。詳細は、Colasse, B. Standish, P. (1998, p. 20) および小津 (2000, p. 53) を参照されたい。

機関の現状』において、10カ国、5国際機関を調査した。そのなかで、研究の意義について、「(…)すでに出来上がった製品(会計基準)を直接研究するのではなく、その製品を製造している機械(設定主体)とその製造過程(設定プロセス)を詳しく調査研究しようと意図したのである。(新井編著、1993, p.1, まえがき)」と谈及し、会計基準設定機関の研究が研究対象として成り立つことを指摘している。このなかで、フランスは野村健太郎教授が担当している(野村、1993, pp.107-123)。

その後、小津(2000)は、フランス国家会計審議会の組織改革に焦点を当てた研究を行った。欧州地域の経済統合と国際的な資本交流、それに対応した会計制度の調和化のなかでフランスが行った一連の会計規制改革を大蔵省国家会計審議会(CNC)および会計規制委員会(CRC)で行われた議論やCNC委員の見解にもとづき示した。CNC設置に至るまでの背景を1957年以前の会計標準化委員会、会計高等委員会に遡り、1998年の会計規制委員会(CRC)設置まで考察した。その結果、会計基準設定機関の役割は、戦後から引き継がれた会計標準化 normalisation comptable(会計基準設定)から、その後、国際的調和化 harmonisation comptable へと拡張されていったことを明らかにした。また、1998年の会計規制委員会(CRC)設置は、ステークホルダー機能をCNCに残しつつ、経済のグローバル化と国際会計基準との調和を統合するための組織変更であることを明らかにした。結果として、CNCの組織改革が外圧にのみよって行われたわけではないことを論証した。

この他に、大下(1998)は、フランス会計基準の国際的調和化という背景と基準設定機関の概要を詳細に説明しているし、平松(1998)は、

大下(1998)と同様の視点を共有しつつ、大陸法にルーツをもつフランスとドイツの会計基準設定機関の国際化対応の比較をしている。

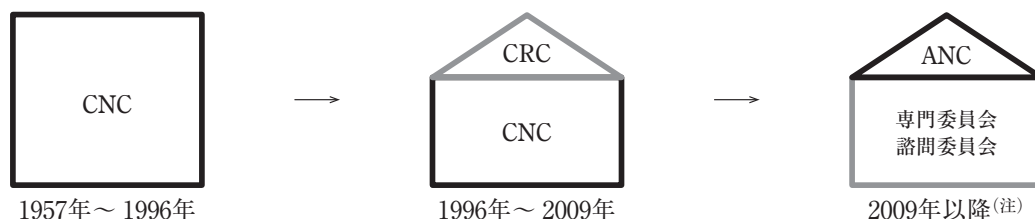
フランスでは、Colasse, B. and Standish, P. (1998)が1996年から1998年にかけての会計基準設定機関改革に焦点を当てた研究論文を公表している。CNC委員とオーストラリア人の会計研究者による共同論文で、フランス語で執筆されたことを除けば、フランス人のみの視点に偏らない、比較国際会計制度研究であり、フランス国内外の研究者にも有益な論考である。その後、Colasse, B. and Pochet, C. (2009)は、CNC改革を制度学派的分析方法を模倣して説明しようと試みている。既に公表されている研究論文の第一執筆者が別の共同研究者とともに表した論文で、英語とフランス語で公表されている。

2. 国家会計審議会(CNC)―戦後以降の歴史―

本稿の目的は、会計基準設定機関の発展過程を踏まえて、2007年から2010年に起こった改革の意義を定義することである。よって以下では、戦後から2007年デクレによって会計基準局(ANC)構想が明らかにされるまでの期間に着目する。最初に、会計基準設定機関を設立・改革させた根拠法令を確認しておこう。会計基準設定機関である国家会計審議会の前身(「会計標準化委員会」)は戦後の1946年に法令にもとづき設置されたものであり、続いて以下の諸法令が公布、整備された³⁾。本稿では、下記囲み部分の期間を主な研究対象としている。

- (i) 1946年4月4日付デクレ第46-6-9号
会計標準化委員会設置
- (ii) 1947年1月16日付デクレ第47-188号

図表1 会計基準設定機関の構造変化のイメージ



(注) ANC 設置命令は2009年に公布されている。

会計高等委員会設置

- (iii) 1950年3月31日付デクレ第50-409号
会計高等委員会の改革
- (iv) 1957年2月7日付デクレ第57-129号
国家会計審議会創設
- (v) 1967年9月28日付オルドナンス第
67-833号 証券取引委員会創設
- (vi) 1996年8月26日付デクレ第96-749号
国家会計審議会改革
- (vii) 1998年4月6日付法律第98-261号 会
計規制委員会設置

- (viii) 2007年4月27日付デクレ第2007-629号
国家会計審議会の任務、構成、機能に
関するデクレ（会計基準局創設のため
の2010年1月15日付デクレ第2010-56
号により廃止）
- (ix) 2009年1月22日付オルドナンス第
2009-79号 会計基準局設置命令

1946年から1996年までの50年間、会計基準設

定機関の組織改革に関して抜本的な改革はな
かった。そして、1996年の改革によって会計規
制委員会（CRC）が設立され、緊急性の高い諸
問題を解決することが企図された。つまり、1996
年のCNC改革は、会計基準設定はテクノクラ
ートのもとに置きつつ、グローバル化対応はCRC
で吸収し迅速に処理するというものであった。
要するに、CNCの組織変更は最小限に留め、組
織を二層構造化してこれまでの連続性を保とう
とするものであった（イメージ図は、図表1の
通り）。

一方で、後述するように、効率的な審議と生
産性の保証について対応がなかったわけではな
い。直近の改革、すなわちANCの設立と関連
付けて1996年改革の意義と方向性が何であつた
のか再評価してみると、結局のところアングロ・
サクソン型⁴⁾の基準設定機関になっていく変容
のプロセスにあつた、と見なければ整合的にな
らない⁵⁾。

そのように判断した理由は次のとおりである。
国家会計審議会（CNC）は審議の効率化を目指
して、1992年に委員や職員を増員するなどして
対応しようとした（1992年7月10日アレテ）。し

3) この辺りの記述については小津（2000）より要約し
て再録。小津（2000, pp.58-61）では、「装置」としての
会計基準設定機関を、第1期（1946年から1957年）「フ
ランス型会計標準化の誕生と会計基準設定主体の整
備」、第2期（1958年から1973年）「フランス型会計標
準化の近代化開始と強化」、第3期（1974年から1983年）
「経済環境の変化とフランス型会計標準化の最盛期」、第
4期（1984年以降）「国際化とフランス型会計標準化の
試練」に分けて研究しているので、参照されたい。

4) ここでアングロ・サクソン型とは、より専門性が高
く、少人数の委員からなる審議会と定義する。
5) もしくは、1996年改革ではIASおよびその後のIFRS
に十分対応できなかったため、専門性が高く、効率的な
決断ができる組織を必要とした、と解釈すべきである。

かし、委員の増加がかえって迅速な意思決定を妨げると判断され、1996年に審議会のより緊密な編成を狙って再び減員したという経緯がある（1996年8月16日デクレ）（委員の数は次のような変化を辿っている。1971年には83名、1992年103名、1996年58名である。）

任命された国家会計審議会委員の内訳にみられる変化もアングロ・サクソン型転換と判断した理由のひとつである。例えば政府から派遣された委員の逡減がある一方で（1971年33.7%、1992年27.2%、1996年22.4%）、産業界からの著しい増加がある（1971年19.3%、1992年23.3%、1996年48.3%）。特に、1996年には、審議会委員の約半数が民間からの派遣であった。会計プロフェッションが占める割合は変動があり、産業界からの人材移動と比べれば大きな増加とはいえないものの（1971年28.9%、1992年34.9%、1996年20.7%）、1996年時点では、専門会計士協会と法定監査人協会を合計した10名の会計士枠のうち4名がビッグ・ファイブに所属もしくは所属した経験をもち、3名がフランス系監査法人出身であった。当時の議長ジョルジュ・バルテス・ドゥ・リュイテール氏は、元IASC議長であり、アーサー・アンダーセンと業務提携しているギイ・バルビエ監査法人のパートナーであった。

もっと以前の状況については、Touchelay, B. (2012) の考察が参考になる。Touchelay, B. (2012) は、第一次世界大戦から1970年までのフランスの基準設定機関の権威の移行について歴史研究をした。そして、次のように観察した。

まず、企業会計の領域、とりわけ会計や税務の専門家に対して、広く基準設定権限を移譲するという事態が起こった。これは、基準設定機関内部、とりわけテクノクラートから外部の専

門家に対して基準作成を分掌したことを意味したと考えられる。そのため、本来、基準作りに権限をもつはずであった国家や税務当局から不満が起り、企業のステークホルダー、企業の不正やスキャンダルが続く中でより透明性を要求した投資家からも、会計や税務に偏重したプロフェッションが基準設定に関与したことに批判的意見を出したと説明している。

このように、基準設定機関の内部では、会計や税務のプロフェッション人材をどのように活用し、配置するかについて、紆余曲折があったことが先行研究によって指摘されている。総括すれば、時には官界寄りの、時には官民融合しながら変貌を遂げてきたのがフランスの会計基準設定機関の歴史である。

3. 会計基準局（ANC）—設立まで—

(1) 組織ならびに目的

会計基準局（ANC）は、2010年1月に、クリスティーン・ラガルド 経済・財政・産業大臣（当時）によって設立が承認された。ANC議長であったジェローム・アース氏は、「旧国家会計審議会（CNC）の生産性を受け継ぎ、引き続き改革を進め（…）」、「最良の国内基準を開発し、国際基準に関する議論に参加するために集結した能力を強化することを役割とする」と述べ、続けて、「私は、任命を受けてから、戦略の策定、（官界による：筆者注）十分な準備と専門的意見の収集、コレージュとの合議を統合することを決断した（ANC, 2010, 「はじめに」より）」と言及している。

つまり、ANCをそれまでの組織であるCNCと比較した場合に異なる点は、第1に、専門的な知識・人材のさらなる結集を意図しているこ

とであり、第2に、それを執行するコレージュ（Collège）⁶ と呼ばれる組織が創設されたこと、といえる。コレージュの機能は、専門的な意見を考慮して、意思決定を行う機関である。その構成は、以下のとおりである。

ANC のコレージュは次の16名からなる。

- 議長（経済および会計の能力によって任命される）
- コンセイエ・デタの代表者（un conseiller d'Etat）
- 最高裁判所の代表者（un conseiller à la Cour de cassation）
- 会計検査院の代表者（un conseiller maître à la Cour des comptes）
- 金融市場庁の代表者（un représentant de l'Autorité des marchés financiers）
- 銀行委員会の代表者（un représentant de la Commission bancaire）
- 保険・ミューチュアルファンド機構の代表者（un représentant de l'Autorité de contrôle des assurances et des mutuelles）
- 8名の経済および会計の能力によって選出された委員（8 personnes nommées en raison de leur compétence économique et comptable）
- 労働組合の代表者（un représentant des organisations syndicales représentatives des salariés）

議長の任期は6年である。委員の任期は3年である。議長を含む16名のうち、9名は会計の専門家である。意思決定機関であるコレージュに対して専門的意見を付する機関として、専門

委員会、諮問委員会があり、他にスタッフ機能をもつ事務局がある。

(2) ANC への移行期

—改革はどのように導かれたか—

では、ANC の組織および、ANC はどのような使命を託された機関なのか。この疑問を解くために、その設置を規定した2009年1月付けオルドナンス（Ordonnance no. 2009-79 du 22 janvier 2009）が制定するまでの過程が参考になる。

まず、EU 加盟国が上場企業の連結財務諸表にIFRS 適用を開始してほどなく、フランスでは2007年4月27日に当時の会計基準設定機関であったCNC を改革するための法規が發布された（2007年4月27日付デクレ）。

プロモーターは証券界出身のジャン・フランソワ・ル・プティ氏と目され、同氏の発案は後にANC に結実する。もっとも、ル・プティ氏はドミニック・ドゥ・ヴィルパン内閣の経済・財政・産業大臣ティエリ・ブレトン氏（当時）による任命でCNC 議長となったので、ブレトン氏が立役者といえるかもしれない。実際、ル・プティ氏は、「CNC の改革を準備し会計に関する公務を現代化するために様々な意見を出すこと、(…)そして任命から3カ月経たないうちにCNC 改革案を大臣に提出した」と言われ、任用後直ちに改革構想をまとめたと推察できる。

つまり、CNC の改革は経済・財政・産業大臣主導のもと、国内の会計基準設定機関の制度疲労を根本から修正する意図をもって推進された改革であったに違いない。事実、大臣へ改革案が提出された後、事実上、新組織であるANC への敷石は既に描かれていたと見てよいだろう。意思決定機関であるコレージュの第1回開催は同年の2007年12月19日に参集されていた。つま

6) 構成メンバーから判断して、事実上の「最高意思決定機関」と見てよい。

り、ANCの正式な設立を待たず、意思決定機関の活動は開始されていたと推察しなければ工程のつじつまが合わない。とりわけ、コレージュのメンバーにはE & Y、Deloitte、KPMG、Mazarといった監査法人出身の委員、CAC40に登録されているフランス主要企業出身（AXA、BNPパリバ、ブジョー、スエズ）の委員から構成され、第1回の議長（ジェラルド・ジル氏）もBNPパリバ出身、副議長（ドミニック・トゥヴァン氏）はE & Yであった。明らかに財務諸表の作成者、すなわち産業界から任命されており、かつ、実務対応型の人材配置といえる。

ここで、CNCと2007年デクレにおけるCNCとの比較をしておく。繰り返しになるが、のちにANCとなる構想が2007年デクレに規定されているので、これと比較することで改革の方向性を確認しておきたい。

まず、図表2を見て気づくのは、委員の総数が58名から16名に縮小されたことである。このような規模の縮小は、筆者が知る限り、戦中、

戦後のフランス会計基準設定機関の改革を通して初めてである。これが第1の変化である。これに伴い、1996年以前までのCNCでは特徴的であった、各界利害関係者集団の存在がコレージュの中から見えにくくなった点が重要である（わずかに労働組合からの代表者が1名ポストを残しているだけである）。コレージュは意思決定機関であるから、この組織の構成員の変化は注目に値するし、今後も観察する必要がある。とくに、1996年以前までは、総会58名の委員のうち、利害関係団体は52名であったので、こうした会計基準設定機関の構成ゆえにステークホルダー重視の利害調整型の会計基準の起草が想像できたが、2007年以降はその推論は成立しにくくなる。代わって、コレージュの機動性と専門性、それも財務諸表作成者、市場関係者寄りの専門性が高くなった点が重要である。

第2の変化は、1996年までCNCで行っていた基準設定作業を、専門委員会として独立させ、それを国際会計基準委員会、プライベート・セ

図表2 1996年と2007年改革時の国家会計審議会（CNC）の比較

機 能	CNC (1996年デクレによる改革時)	CNC (2007年デクレによる改革時；後のANC)
議長	常勤	非常勤
意思決定機関	総会 (58名の委員、利害関係団体52名を含む)	コレージュ (16名の委員、9名の会計専門家を含む)
基準設定への関与	会計基準委員会およびワーキンググループ	専門委員会、そのうち2つは会計基準委員会（国際会計基準委員会、プライベート・セクター会計基準委員会）
助言機関	設置しない	25名からなる諮問委員会 (コレージュ議長が少なくとも1年に一回招集する)
内外への対応	広報官	事務局長
コメント	総会の上位にはCRCと緊急問題委員会がある。総会が作成した会計基準は、CRCに報告され、承認、発布される。	コレージュのメンバー構成は1998年に設立されたCRCと同じである。

(注) ANCに関する2010年1月15日付デクレ第2010-56号、特に第4条、第5条、第6条ならびに Colasse, B. and Pochet, C. (2009, p.31) を参照した。

クター委員会、パブリック・セクター委員会というように組織構成を変えた点である。この組織構成によって、ミッションを分掌できる体制になった。会計基準ごとの専門委員会ではなく、機能別にしている。このような3つの委員会編成は、会計が本来果たすべき機能を営利性・公共性という領域に分け、会計基準開発における効率性を発揮できる組織を目指した構成である。

次に、なぜこのように会計専門性の高い人材配置と効率性が選択されたのか。フランスが伝統的に堅持してきた社会との関係性や利害調整型の会計思考は、かくも容易に捨てることができたのか。そしてそのことは何を意味するのか。この疑問を考察するのがもうひとつの課題である。

いくつかの資料によると、「コレージュの設立による機動性と専門性」という組織構造への転換は、CNC 内部に原動力があった。CNC 委員のボリス氏およびロバテール氏はレ・ゼコー紙に次のような危機感を表した。

「フランスには、会計規制の選択において決定的な要因となっている、新しいグローバルな知的競争の影響を押し量る力はない。(…)それができるようにするには IFRS 委員会を恒久的に作ることである。その委員会は、活動的で能力があり、IFRS に精通するべきであり (…) しっかりと法的なフレームワークにのっとり、同時に適切なガバナンス構造を備えた委員会であれば、(現在の CNC に内在する：筆者注) 不足を補うことができるであろう。」

CNC 委員が内部の焦燥感を公ににじませるのは異例のことである。この時のフランスの会計基準設定機関の認識は、「IFRS は技術的に複雑になりすぎて、フランスの伝統的な会計基準設

定機関のモデルでは対応が困難になりつつある」というものであった。このことから、内部からの改革意識と経済・財政・産業大臣の主導もあり、新たに会計基準設定機関の設立が導かれたと結論できる。

4. 会計基準局 (ANC)

—『戦略計画』に描かれたゴール—

2 節で述べたように、フランスでは国家会計審議会 (CNC) において会計基準が開発されてきた。そして、ANC は2010年に CNC と会計規制委員会 (CRC) の2 機関を統合して創設された (根拠規定は、2010年 1 月15日付デクレ第12条)。

ANC はフランス会計基準を設定する機関である。図表 3 は、フランスにおける会計法規の構造を、EU 規定、フランスの会計法令・商法典さらに国内規定の階層構造を表している。会社法に関する第 4 号指令ならびに第 7 号指令を第 1 層に、フランス法令を第 2 層に置き、ANC および会計規制委員会 (CNC) 規制と意見書などが続く。ANC は、国際的には、上述したように IFRS 開発への積極的な関与を役割としつつ、国内基準に関しては、図表 3 の第 3 層、第 4 層に関係する。

ANC は経済・財政・産業省の管轄下にあり、委員は同省大臣により指名される。活動資金は同省、上場企業およびフランス公認会計士協会から賦課金が提供されている。ANC はフランス会計基準の開発に加え、IASB による公開草案へのコメントレター提出等を通じて、IFRS の開発に積極的に関与する機関である。

ANC は2010年から2011年にかけての戦略的な目標として (ANC, 2010, p.5)、次の 2 項目の優先順位を高くしている。

図表3 フランスにおける会計法規の構造 (IFRSを除く)

会計法規の階層	説明
第1層：EUの規定	第4号指令および第7号指令は計算書類および連結計算書類の作成を規定する。計算書類の表示様式を定める。同様に、金融機関についての指令を含む。
第2層：フランスの会計法令・商法典	EU指令をフランス法に転換し、会社が準拠すべき規定の範囲を定める。
第3層：ANC, CRCの規定	ANC, CRCの規定によって年次計算書類の作成 (CRC no.9903号いわゆるプラン・コンタブル・ジュネラル) および連結計算書類 (CRC no.9902号) に適用されるべき規定が定められる。産業別規定は特殊産業に分類される組合に適用され (CRC no.9901号)、金融機関の連結計算書類にはCRC no.9907号が適用される。
第4層：意見書およびその他規定	—

①SMEの会計基準に着手すること

②IFRSの作成手続きの一環として、意見および見解を表明し積極的に関与すること

そして、根本的な課題として、次の2つを挙げている。

①ANCが行うプロジェクトの基礎には、研究が重要であり、会計基準の開発に関する理論ないし研究方法について整理統合を行うこと

②会計に関する措置を含むすべての法律ないし規則の条項について意見を述べること

こうした目標は、EUの会計フレームワークについての議論をするうちに収斂したようである (ANC, 2010, p.6)。例えば、SMEに関しては改めて、会計、法律、税制に関する現在の環境によって提供されている法的な枠組みを保持することや、SMEに、複雑で不完全な国際的な基準を適用させないことが述べられている。

5. 国家会計審議会 (CNC) から会計基準局 (ANC) へ移行の意味と展望

本稿の目的は、フランスにおける会計基準設

定機関の発展を、戦後までさかのぼり、設立の経緯と機関の制度的役割に焦点を当てて整理することにあった。新しい会計基準設定機関 (ANC) の組織変容を追跡する意義は、フランスがどのように会計基準設定の役割を貫徹させ、同時にIASBや欧州委員会 (EC) との調整を図っていくのか展望することができるからである。

近代、現代に至り、会計基準設定機関の役割は、戦後から引き継がれた会計標準化 normalisation comptable (会計基準設定) から、その後、harmonisation comptable (国際的調和化) へと拡張した。かつて国家会計審議会 (CNC) という名称で財務大臣諮問機関として国内基準の開発を進めた組織は、経済のグローバル化とEUの上場企業の連結財務諸表へのIFRS適用に伴い、会計基準設定の目的を調整し、目的の変化に合わせて審議会内部の委員会組織の構成や会計・税務のプロフェッション人材の配置を変化させた。前述したように、会計基準設定機関は、大枠ではテクノクラートによる基準設定を変えることはせず (連続性)、一方で、民間、産業界から、会計・税務のプロフェッション人材を迎え

活用することで対応する（非連続性）、という手段をとってきたことが明らかになった。1998年の会計規制委員会（CRC）の設置後、2010年のANCへの改組を経て、新しい会計基準設定機関は研究の重要性を認識し、研究成果をANCに統合するという新たな戦略目標をもっていることが理解できた。

本稿の考察によって明らかになったことは次のとおりである。冒頭で述べたように、今般のANCの設立は官民挙げての知識の結集とIFRSへの対応の機動性を重視するものであったが、設立の背景にはこれまでにはない危機感、それも内発的な危機感があった。効率性を上げるためにかつて審議会の委員を増員したものの、失敗に終わっていたことも分かった。こうした意識と経験を踏まえ、これまでのように基準設定機関の中で利害調整に多大な時間を費やすという構造は自ら捨て、代わりに、会計専門性の高い人材配置と会計基準の利用者である巨大企業を中枢に迎えるという英断を下した結果が、新しい会計基準設定機関を導いたと考えられる。要するに、1996年から2007年、2010年のANC承認に至るまでの会計基準設定機関の組織変容は、単なるIFRS受容のための受け皿組織の構築に留まるものではない。今後は、コンバージェンスを目指しつつ、ANCが、個別財務諸表や税務会計、さらにはSME会計基準といった多様性にいかに迅速に的確に戦略的に対処するかによって組織改革の意義を確認できるだろう。

むしろ、本稿を執筆するに当たり抱いた当初の疑問が解決したわけではない。そのひとつには、公権力のもとに民間に準ずる機能を置きながらどの程度柔軟に専門性を発揮できるのか、ということと、もうひとつは、会計研究をどのように会計基準設定に活用するつもりなのか、

というものである。

フランスでは上場会社の財務報告は、フランス金融市場庁（AMF：Autorité des Marchés Financiers）により監督されている。ANCの方向性ないし会計戦略は常にAMFと連携して策定されるだろう。これは国家会計審議会（CNC）時代との基本的な違いである。なぜなら、国家会計審議会（CNC）の改革に至った背景ないしANCの設立背景が、大きくグローバル資本市場およびIFRS対応およびそのエンフォースメントに関わっていることは疑いの余地はないからである。今後の成りゆき、とりわけ利害調整会計がフランスの会計基準設定機関のなかでどのような取り扱いをされているかについては、引き続き研究を深めることで明らかにしていきたい。

参考文献

- ANC (2010) *Plan stratégique ANC 2010-2011*.
- Camffermen, K. and Zeff, S., (2007) *Financial Reporting and Global Capital Markets: A History of the International Accounting Standards Committee, 1973-2000*, Oxford University Press.
- Colasse, B. and Pochet, C. (2009) "The Genesis of the 2007 Conseil National de la Comptabilité: A Case of Institutional Isomorphism?" *Accounting in Europe*, Vol. 6, No. 1. pp.25-55. (フランス語版：Colasse, B. and Pochet, C. (2009) "De la genèse du nouveau Conseil National de la Comptabilité (2007): un cas d'isomorphisme institutionnel?" *Comptabilité Contrôle Audit*, Tome 15, Vol. 2, Décembre 2009, pp.7-36.) (本稿の執筆に当たり、英語版とフランス語版の両方を参照した。引用は英語版の参照箇所を付した。)

- Colasse, B. Standish, P. (1998) “De La reforme 1996-1998 du dispositif français de normalisation comptable” *Comptabilité Contrôle Audit*, Tome 4, Vol. 2.
- Marteau, Didier et Morand, Pascal (2010) “Normes comptables et crise financière: Propositions pour une réforme du système de régulation comptable” *Rapport officiel*, La Documentation française, Février 2010.
- Touchelay, Béatrice (2012) “French standard-setting: a transfer of authority” Proceedings of Second Symposium on Accounting Research, pp.26-29, 16 December 2011, Autorité des Normes Comptables. Présentation de la nouvelle ANC (Autorité des normes comptables), regroupant le CNC et le CRC, Uniopss/MLH/060809
- 新井清光編著 (1993) 『会計基準の設定主体—各国・国際機関の現状』中央経済社。
- 大石桂一 (2014) 「グローバルな会計基準設定主体としてのIASB—IASCからIASBへの組織改革—」『経済学研究』第80巻第5・6合併号。
- 大下勇二 (1998) 「フランス会計基準の国際的調和化の動向」『産業経理』第58巻第3号。
- 小津稚加子 (2000) 「フランス「国家会計審議会」の組織改革—会計基準設定主体の最近の動向と歴史的背景に関する考察—」『會計』第158巻第5号。
- 中小企業庁 (2010) 『諸外国における会計制度の概要』中小企業の会計に関する研究会。
- 津守常弘 (1993) 「ドイツにおける会計基準の設定」新井清光編著『会計基準の設定主体—各国・国際機関の現状』中央経済社、第7章所収。
- 野村健太郎 (1993) 「フランスにおける会計基準の設定」新井清光編著『会計基準の設定主体』中央経済社、第6章所収。
- 平松一夫 (1998) 「フランスとドイツにおける会計基準設定機関の国際化対応」『會計』第154巻第3号。
- <http://www.anc.gouv.fr/>
- http://www.minefi.gouv.fr/directions_services/CNCompta/index.htm
- <http://www.focuspcg.com>, Comprendre le plan comptable français et son évolution, Ordre des experts-comptables
- 【謝辞】** 本稿は、公益財団法人石井記念証券研究財団（平成24年度研究助成）の研究成果の一部である。記して感謝します。なお、本稿に対しては、安井一浩先生（神戸学院大学）、大下丈平先生、岩崎勇先生、大石桂一先生、潮崎智美先生（いずれも九州大学大学院経済学研究院）から有益なコメントを頂きました。
- 〔九州大学大学院経済学研究院 准教授〕